

13. 対象事業について行われた環境影響評価

その他の手続の経過の概要

13. 対象事業について行われた環境影響評価その他の手続の経過の概要

対象事業に係る環境影響評価の手続きは、堺市環境影響評価条例（平成 18 年 12 月 22 日条例第 78 号）に基づき実施した。これらの環境影響評価に関する手続きの経過の概要は、以下のとおりである。

表 13-1 対象事業に係る環境影響評価その他の手続の経過の概要

	年月日	環境影響評価に関する手続きの経過
配慮計画書手続き	平成 30 年 10 月 10 日	・都市計画決定権者が堺市に配慮計画書を提出
	10 月 19 日	・堺市長が配慮計画書を公告・縦覧
	～12 月 3 日	(公告：10/19、縦覧：10/19～12/3)
	10 月 19 日	・配慮計画書に関する意見書受付期間
	～12 月 3 日	(意見書提出者数：2 名)
	11 月 20 日	・堺市長が堺市環境影響評価審査会に諮問
方法書手続き	平成 31 年 1 月 25 日	・堺市環境影響評価審査会が堺市長に答申
	2 月 1 日	・堺市長が配慮計画書に対する配慮計画審査書を作成し、都市計画決定権者に送付
	平成 31 年 2 月 18 日	・都市計画決定権者が堺市に方法書を提出
方法書手続き	2 月 22 日	・堺市長が方法書を公告・縦覧
	～4 月 8 日	(公告：2/22、縦覧：2/22～4/8)
	3 月 15 日	・方法書説明会
	3 月 17 日	・方法書説明会
	2 月 22 日	・方法書に関する意見書受付期間
	～4 月 8 日	(意見書提出者数：1 名)
	3 月 26 日	・堺市長が堺市環境影響評価審査会に諮問
	令和元年 6 月 21 日	・堺市環境影響評価審査会が堺市長に答申
準備書手続き	7 月 12 日	・堺市長が環境影響評価方法書に対する方法審査書を作成し、都市計画決定権者に送付
	令和 2 年 7 月	・都市計画決定権者が堺市に環境影響評価準備書を提出

本書で使用している地形図は、別途出典を記載しているものを除き、国土地理院の電子地形図又は基盤地図情報を使用したものである。

なお、令和元年12月10日に測量法（昭和24年法律第188号）第29条が改正され、国土地理院地図の利用に係る申請要件が緩和されたため、「国土地理院コンテンツ利用規約」に基づき出典の記載をした。